

固定帯固定、区分番号J119-3に掲げる低出力レーザー照射又は区分番号J119-4に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料又は認知症患者リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。

【通則の見直し】

6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションに係る費用は、算定しない。

固定帯固定、区分番号J119-3に掲げる低出力レーザー照射又は区分番号J119-4に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料又は認知症患者リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。

6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションに係る費用は、算定しない。

第1節 リハビリテーション料

H000 心大血管疾患リハビリテーション料

【点数の見直し】

- 1 心大血管疾患リハビリテーション料(I) (1単位) 205点
- 2 心大血管疾患リハビリテーション料(II) (1単位) 105点

- 205点
- 125点

【注の見直し】	注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から起算して30日の間に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。	注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して30日の間に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。												
【注の見直し】	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から起算して14日の間に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日の間に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。												
H001 脳血管疾患等リハビリテーション料	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="667 1182 1272 1254">1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)</td> <td data-bbox="1196 1270 1272 1302">245点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1270 913 1302">イ ロ以外の場合</td> <td data-bbox="1196 1310 1272 1342">180点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1310 969 1342">ロ 廃用症候群の場合</td> <td data-bbox="1196 1350 1272 1382"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1350 1272 1430">2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)</td> <td data-bbox="1196 1398 1272 1430"></td> </tr> </table>	1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)	245点	イ ロ以外の場合	180点	ロ 廃用症候群の場合		2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)		<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1458 1182 2063 1254">1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)</td> <td data-bbox="1989 1222 2063 1254">245点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1458 1350 2063 1430">2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)</td> <td data-bbox="1989 1398 2063 1430">200点</td> </tr> </table>	1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)	245点	2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)	200点
1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)	245点													
イ ロ以外の場合	180点													
ロ 廃用症候群の場合														
2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)														
1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)	245点													
2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)	200点													
【項目の見直し】														